

# 京成本線の立体化



「健康都市いちかわ」に  
ふさわしいまちづくり  
みんなで考えよう

今回は、9月15日号の特集でお知らせした「京成本線の立体化」について、健康都市いちかわにふさわしい「ゆとり」を生かした「京成本線沿線のまちづくり構想案」の実現に向けて検討している5つの案の概要を紹介いたします。

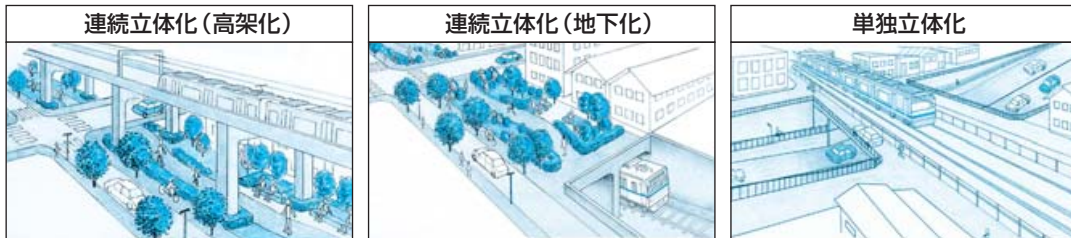
ご意見・ご提案は…  
地域街づくり推進課京成沿線整備担当室へ  
☎704-0258 ファクス336-8028  
※市のホームページからでも提出できます。  
http://www.city.ichikawa.chiba.jp/needs/

京成本線沿線の課題となっている交通渋滞、踏切事故などを抜本的に改善するためには、京成本線と道路を立体交差させる必要があります。

## 立体化の方法

立体化には、鉄道を高架化または地下化し、複数の道路と連続的に立体交差させる「連続立体化」方式と、道路を高架化または地下化する「単独立体化」方式があります。

### ■立体化のイメージ

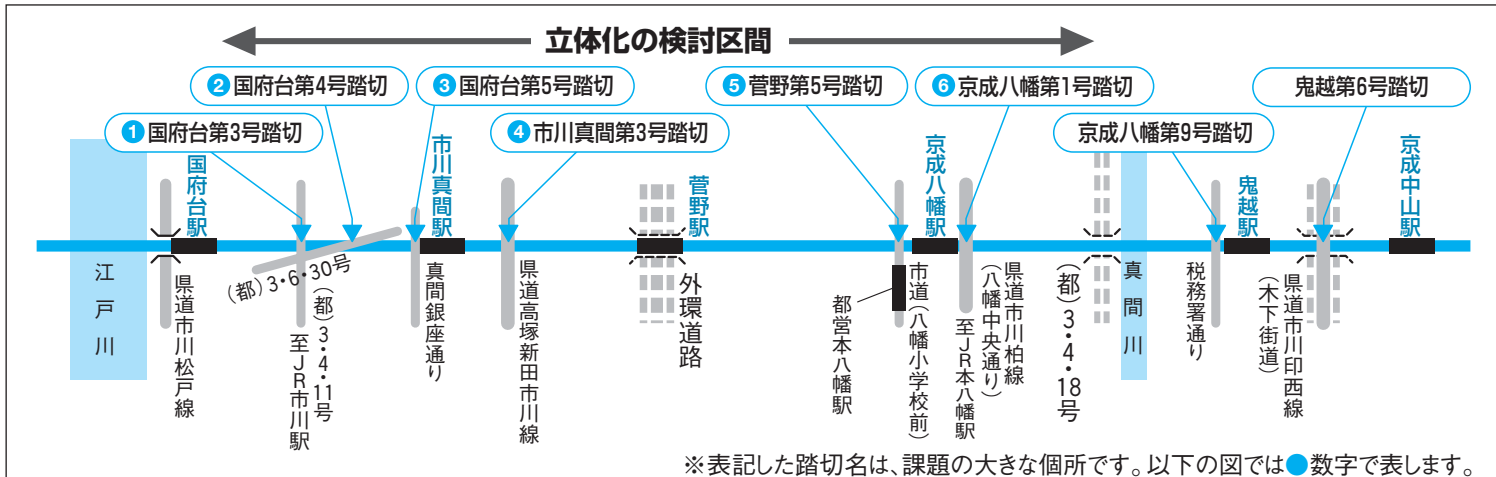


※鉄道敷の利用については、鉄道事業者との調整が必要です。

## 立体化の検討区間

京成本線は、東京方面から江戸川を橋で渡った国府台駅が高架構造となっていることから、国府台駅を立体化区間の始点に。そして、市の東部では、既に木下街道と都市計画道路3・4・18号が地下化(単独立体化)され、課題である踏切が除去されることから、都市計画道路3・4・18号を終点としました。

### ■京成本線沿線図



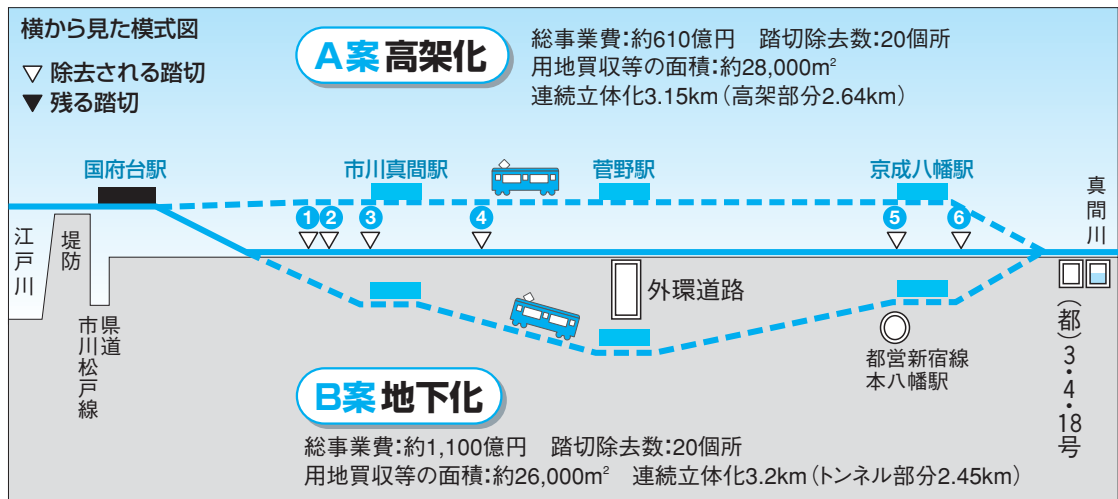
※表記した踏切名は、課題の大きな箇所です。以下の図では●数字で表します。

## 5つの立体化の案

いずれの案も、交通渋滞の緩和と踏切事故の解消が期待されます。それぞれの案の特徴などを紹介します。

### 国府台駅から都市計画道路3・4・18号までの区間を連続立体化する案

まちづくり構想案で新たに加えた視点「ゆとり」を最大限に創出することを目的に、区間全体を連続立体化する場合、高架化したものがA案、地下化したものがB案です。この2案では、鉄道で分けられた市街地が一体化すると共に、自転車や歩行者の踏切での横断がなくなり、安全性が確保できます。また、沿線まちづくりの契機となり、駅周辺や沿線のにぎわい創出による商業の活性化が期待されます。



### 各案の特徴と懸念される事項

- | 特徴   | 懸念                            |
|--|-------------------------------|
| <b>A案</b><br>鉄道施設を認識しやすく、車窓から風景や街並みが見える。鉄道施設の管理がしやすい。騒音・振動が軽減される。高架下を有効に活用できる。 | 沿線から見て圧迫感がある。景観との調和に、より配慮が必要。 |
| <b>B案</b><br>鉄道施設が見えない。都営新宿線本八幡駅との連絡が良くなる。騒音・振動がなくなる。地表部分を有効に活用できる。            | 地下部分の維持管理費が高額になる。             |

2面に続く(C・D・E案)

### 今週号の紙面から

●特集  
赤ちゃんから高齢者まで  
充実の保健サービス  
保健センターと  
上手にお付き合い



赤ちゃん講座  
.....4・5面

●市川市霊園  
一般墓地の使用者募集  
.....3面<募集>

●市税等納付口座振替  
促進キャンペーン  
.....3面<税金>

●生活習慣病予防  
食事講座 受講者募集  
.....6面<健康>

●ここが知りたい!  
大腸がん 受講者募集  
.....6面<健康>

●離乳食のひろば  
.....7面<子育て>

●インターナショナル・  
デイ in 市川2007  
.....8面<文化・芸術>

●市川市芸術祭・文化祭  
[11/1→11/18]  
.....8面<文化・芸術>



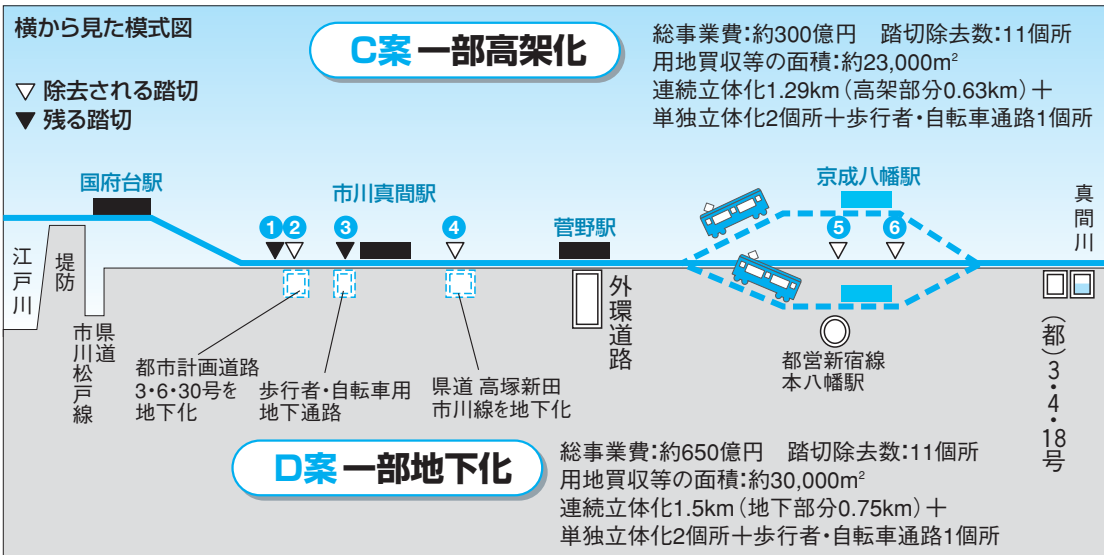
広報いちかわ案内役  
い  
ち  
か  
わ  
jr

# 5つの立体化の案(1面からの続き)

## 京成本線の立体化

### 京成八幡駅を中心に連続立体化し、外環道路から西側の主要道路を単独立体化する案

A案、B案は、事業費が大きくなることから、単独立体化される外環道路より西側は主要道路を単独立体化し、連続立体化の区間を菅野駅から都市計画道路3・4・18号までの区間に短縮する案で、高架化したものがC案、地下化したものがD案です。この2案では、単独立体化の個所に優先順位を付けて順次整備することで、歩行者・自転車が多数の八幡や市川真間駅周辺の踏切が改善されます。また、京成八幡駅周辺のまちづくりの契機になることが期待されます。「ゆとり」空間の創出については、A案やB案に比べて大幅に少なくなります。

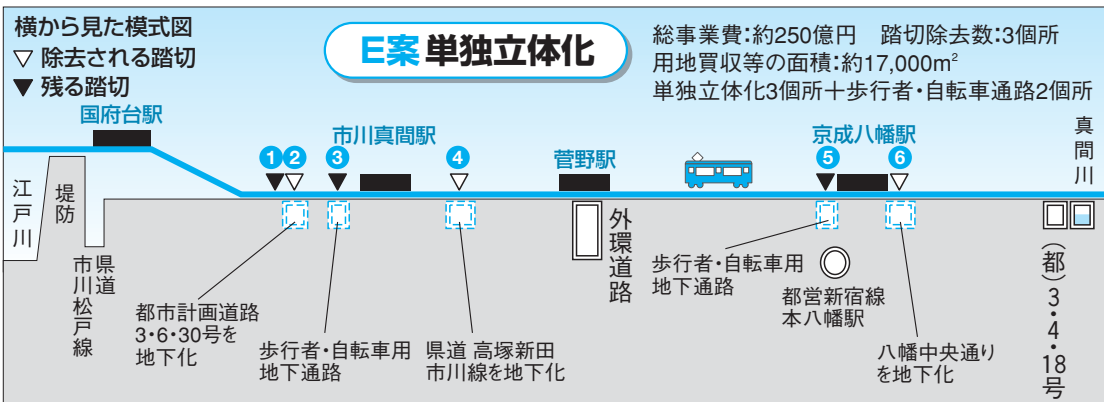


#### 各案の特徴と懸念される事項

- C案**
- 特徴** 高架下部分を有効に活用できる。
  - 懸念** 検討区間の半数以上の踏切が残る。高架部分は沿線から見て圧迫感がある。景観との調和に、より配慮が必要。
- D案**
- 特徴** 都営新宿線本八幡駅との連絡が良くなる。地表部分を有効に活用できる。
  - 懸念** 地下部分の維持管理費が高額になる。検討区間の半数以上の踏切が残る。

### 主要道路を単独立体化し、自転車・歩行者の多い道路に地下通路を設ける案

C案、D案より更に事業費を低減することや、優先順位を付けて順次整備することを目的として、連続立体化をせずに、特に踏切の影響の大きい八幡中央通りなどを単独立体化するのがE案です。この案では、まちづくり構想の実現に関して、交通機能の向上は図られますが、「ゆとり」空間の創出などの実現は難しくなります。



#### 各案の特徴と懸念される事項

- E案**
- 特徴** 京成本線沿線の景観は現在とあまり変わらない。用地買収面積などが一番少ない。事業費が最も低い。踏切除去数が一番少ない。
  - 懸念** 八幡中央通りなど、道路沿いの商店街などに影響がある。道路沿いの景観に影響がある。

京成本線の立体化には、多くの事業費と長い年月が掛かります。そして、立体化や沿線のまちづくりには、市民の皆さんの合意やご協力が必要です。市では、皆さんの意見を伺いながら、国・県・鉄道事業者などと協議し、具体化を目指します。

\*特徴については、各案を比較する上で違いが分かりやすくなるように各案全体を通しての概括的なものを示しており、個別個所においては当てはまらない場合もあります。  
 \*紹介した案以外にも、地下化をする場合には、国道14号線や都市計画道路3・6・30号の地下を通す案なども検討しましたが、B案に比べて優位性を見いだせませんでした。

#### マークの見方

日付時 申し込み・応募

お問い合わせ

場所・会場

対象・定員

費用・料金

持ち物

**パブリックコメント**  
**市川市地域福祉計画(素案)について**

市では平成20年度から24年度の5年間を計画期間とする「市川市地域福祉計画(第2期)」を策定しています。この計画(素案)は、地域ケアシステムの充実を特徴とし、行政施策の展開や地区別計画などが盛り込まれています。この案を広く市民の皆さんにお知らせし、意見を募集します。

**閲覧場所** 健康福祉統括部、市政情報センター、市政情報コーナー(中央図書館・行徳図書館・大野公民館図書室・男女共同参画センター)、市のホームページ

**対象** ●市内在住・在勤・通学の方、●市内に事務所や事業所を有する個人・法人・団体、●政策などに利害関係を有する方

**募集期間** 10月26日(金)～11月25日(日)

**提出方法** 「市川市地域福祉計画(素案)に対する意見」(住所・氏名(フリガナ)または団体名(担当者氏名)を書き、健康福祉統括部へ持参するか、郵送またはファクス(336・8019)で。また、市のホームページ「パブリックコメント」からでも提出できます。

☎334・1061 同部

**住民票・印鑑証明を取るのも、便利で安全!!**  
**住民基本台帳カード**

**キャンペーン実施中**  
 平成20年3月31日までに申し込みの場合、手数料(500円)が無料に!

**サービス充実**  
 所定の利用登録をして自動交付機で証明書を取ると手数料が50円割引 ☆写真入りで公的身分証明書にもなります!

**申し込み**  
 市民課、行徳支所市民課、南行徳市民センター、大柏出張所、情報プラザ2階サービス窓口

## 11月の市民相談

\*法律相談予約は毎週金曜日午前8時45分から翌週分を直通電話のみで受け付けます。かけ間違いのないようお願いします。 直通電話 334-1002 (総合市民相談課)

| 相談名              | 会場・日程   | 相談時間                     | 相談内容( )は相談員                                     |
|------------------|---|--------------------------|---|
| 一般               | 市役所・行徳支所<br>毎週月～金曜日                                       | 午前9時～午後5時<br>(受付4時30分まで) | 民事・市政に関する一般的な相談                                 |
| 予約制<br>☎334-1102 | 法律  | 午後1時～4時                  | 相続、借地・家、マンションなどのトラブル(弁護士)                       |
|                  | 税金  | 午後1時～4時                  | 相続・贈与・売買など税の相談(税理士)                             |
|                  | 交通事故  | 午前10時～午後3時               | 示談や損害賠償の方法(県交通事故相談員)                            |
|                  | 司法書士法律  | 午後5時～8時                  | 借金の整理、貸金、借地借家、その他調停、和解など、簡易裁判所での民事問題、成年後見(司法書士) |
| 行政               | 市役所 16(金)   | 午後1時～3時<br>(受付2時30分まで)   | 国、県、特殊法人などへの苦情や要望(行政相談委員)                       |
| 不動産取引            | 市役所 5(月)、19(月)  | 午後1時～4時<br>(受付3時30分まで)   | 土地・建物の売買や賃貸などのトラブル(宅地建物取引主任者)                   |
|                  | 行徳支所 12(月)  |                          |   |
| 登記               | 市役所 7(水)  | 午後1時～4時<br>(受付3時30分まで)   | 不動産登記、会社登記、境界問題など(司法書士・土地家屋調査士)                 |
|                  | 行徳支所 21(水)  |                          |   |
| 行政書士             | 市役所 28(水)   | 午後1時～4時<br>(受付3時30分まで)   | 遺言書、契約書、官公庁提出書類の作成など(行政書士)                      |
| 人権擁護             | 市役所 14(水)   | 午後1時～4時<br>(受付3時30分まで)   | 家族問題やいじめ、いやがらせなどの悩み(人権擁護委員)                     |
| 年金               | 市役所 6(火)、10(土)、13(火)、17(土)、20(火)、21(水)、24(土)、27(火)        | 午後1時～4時30分               | 各種公的年金など(社会保険労務士会会員)                            |
|                  | 行徳支所 7(水)、14(水)、21(水)、28(水)                               | 午後5時～8時                  | 予約制 ☎334-1127 国民年金課                             |
| 建築行政             | 市役所 毎週月・水・金曜日   | 午前9時～午後5時<br>(受付4時30分まで) | 建築にかかわる民事的な相談                                   |
| 消費生活             | 消費生活センター 毎週月～金曜日 毎月第2・4土曜日は電話相談あり ☎334-0999<br>行徳支所 毎週火曜日 | 午前10時～午後5時<br>(受付4時まで)   | 商品やサービスの苦情と処理のあっせん(消費生活相談員)                     |
| 住宅リフォーム(予約優先)    | 市役所 1(木)、15(木)<br>予約先:地域まちづくり推進課 ☎334-1336                | 午前10時～午後4時               | 増改築、修繕など(市川住宅リフォーム相談協議会相談員)                     |
| 労働・ヤング           | 市役所 毎週水曜日   | 午後6時～8時                  | 労働者が抱えるさまざまな問題など                                |

\*祝日の相談は休みです。